

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第5期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、これまでの課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第5期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

（1）公的相談機関のあり方について

依然として、慈恵病院の相談件数が多い状況が続いており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が全国に多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかということも明らかとなってきた。

預け入れ事例については、第5期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数見られた。これらの事例においては、相談者に関わっていた公的相談機関の提案や対応を受け入れられない、もしくは妊娠そのものを知られたくないという状況において、地域のその他の支援機関にも結び付かないまま、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の充実や周知啓発の必要性も感じられる。地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。

◆事例A：婚姻関係のない実父との間の子どもを医療機関で出産、実父の認知なし。

実母と実父で子どもを養育していたが、経済的な理由で養育が困難として、地元の児童相談所に相談をしていた。生活保護は受給要件を満たさないとわれ、乳児院への入所については実母の希望と合わなかった。特別養子縁組については実父母間の意見が合わなかった。そのような状況のなか、経済的、精神的に余裕がないとして、実母と実父が預け入れをした。

◆事例B：地元の役場に知り合いがおり、出産を知られたくないとの理由で、行政への相談ができず、自宅出産した第6子を預け入れた。なお、第5子は児童相談所が受理し、措置入所中であつたが、児童相談所との関係が悪いと申し立てた。

◆事例C：ひとり親世帯。第3子と第4子は、自宅出産し死産した。第2子、第5子について地元の児童相談所が受理していたが、預け入れの約3か月前に支援は終結していた。預け入れに至った第6子の妊娠・出産は、児童相談所も含めて誰にも知られていなかった。預け入れの原因は、経済的困窮である。

（２）妊娠期・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産期に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠/計画していない妊娠¹、産後うつが疑われる場合等リスクの高い親、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

これまでで、最も自宅出産等（孤立出産）が多かった第４期に続き、第５期も高い割合（76.0%）となっている。母親が自分で出産後の処置を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うものであることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性を周知し、これをできるだけ減らす方策が必要である。

また、平成 28 年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等²と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないとされたところである。第５期では、産科医療機関を複数回受診していた事例や、退院後すぐに預け入れをした事例、養子縁組民間あっせん機関に相談をしていた事例もあった。

母子に関わる機関においては、相談者の背景や養育に対する思い等を丁寧に聞き取りながらも、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置くべきである。また、相談者又はその子どもが要支援児童等と思われる事例を把握する必要性と、そうした相談事例を必要な支援に繋げるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行い、母子の安全な妊娠・出産を確保することの重要性を広く周知する必要がある。

◆事例Ｄ：子どもの障がいなどの理由から、実父母と祖父母は、施設入所や特別養子縁組は難しいと考え預け入れに至った。医療機関において出産したものの、妊娠中に子どもに障がいがあることが分かっていた。実母には精神疾患があり、祖母の介護もあることから、子どもの養育ができないと考えた。

◆事例Ｅ：不倫により妊娠、妊婦健診を受け、医療機関において出産した。養子縁組民間あっせん機関に相談していたが、民法の規定で現夫の戸籍に入ることが、就籍や特別養子縁組の支障となると知り、預け入れに至った。

（３）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来

¹ 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 13 次報告）」より引用）

² 要保護児童（保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項））、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項））及び特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項））。

事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持ってないまま出産に至った事例が少なくない。母親の年齢別出産割合は10代・20代が約3割であるのに対し、これまでにゆりかごへ預け入れた10代・20代の母親の割合は5割強を占めている。

こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

特に性教育について、既存の性教育では妊娠してしまった後の対応については取り扱わないこととされている。妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことが望ましい。

◆事例F：未婚の学生で同級生との間で妊娠したが、交際の支障になると考え妊娠を告げていない。1人で自宅出産した後、友人らと預け入れた。

（4）子どもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例G：未婚であり、当初は人工妊娠中絶するつもりだったが、交際相手である実父との話し合いで子どもを育てる話も出ていた。しかし、実父の浮気でもめているうちに中絶ができない時期になり、1人で自宅出産した後、預け入れに至った。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

（1）ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性【新規】

ゆりかごの扉の中に預け入れられて以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

一方、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期以降、自宅出産等（孤立出産）の割合が高い。

こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期以降、生後7日未満の早期新生児の割合が増加している。

ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていた。第5期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。さらに、実母が就労している間、生後間もない子どもを車内や室内に放置していた事例もあった。

この13年間の利用状況から、予期しない妊娠/計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、生まれた子どもの存在を周囲に隠した状況での就労・日常の活動、長距離移動を経た預け入れ、という一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。

これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険をおかしてでも目標であるゆりかごへ向かっている心理がうかがわれる。

預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況である。ゆりかごが母子の生命の危険性を脅かしかねないものとして存在している可能性もある。

特に、第4期において、死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成27年1月、自宅出産等（孤立出産）の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し周知を図ったところであるが、依然として自宅出産等（孤立出産）危険な過程を経た預け入れが続いていることは憂慮される。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、子どもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健診を受けない行為は、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい状況である。専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を含め、医療機関等の関係機関がこうした状況を把握した場合には、「虐待」又は「特定妊婦」ととらえた上で、自治体へ通告する必要がある。

◆事例H：自宅で出産後、数時間後に出発。10時間以上かけて実母一人で自家用車を運転し、預け入れをした。

◆事例I：自宅の風呂場で出産後、実母は翌日出勤し、その間子どもは、洗濯カゴの中にタオルを重ねた上に置き、外から見えないように、洗濯カゴにタオルをかけた状態で日の当たらない場所に駐車した車中に置いていた。

◆事例J：自宅出産後、仕事に出るために、本児を8時間程度自宅に置いていた。

（2）ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性【新規】

ゆりかごの預け入れの仕組みは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としているが、第4期では、ゆりかごの扉の開け

方が分からなかったため、子どもを地面に置く事例があった。第5期でも、子どもがゆりかごの扉の中ではなく屋外に置かれ、当時の環境下において子どもが低体温となる危険な状況での預け入れ事例があった。

ゆりかごは、子どもをゆりかごの扉の中に預け入れることで安全であるとされているため保護責任者遺棄罪には当たらないとされてきたが、預け方次第では子どもの安全は担保できないということを社会に認識してもらう必要がある。また、このような危険な預け入れが起きないように、具体的な再発防止策を図る必要がある。

◆事例K：実母は、ゆりかごの扉を開けることに対する恐怖や罪悪感から、子どもをゆりかご近くの屋外に置いた。実母から慈恵病院の事務所あてに、ゆりかごに預けた旨の電話があったものの、発見まで約30分を要した。子どもは低体温の状態であった。

（3）実母へのケアができないことによる危険性【新規】

第5期では、25事例中、19件が自宅出産等（孤立出産）であった。預け入れ後に、実母に対する診察ができた事例もあるが、実母との接触ができない場合や診察を拒否する場合は、産後の身体的ケアは行われないうままである。

また、様々な事情があり預け入れに至った実母には福祉的なケアが必要であると考えられる。経済的支援や保健福祉サービスの活用等ができないことや、追い詰められた状況で妊娠・出産し、子どもを手放すという体験をした実母に対する心理的なケアが行えないことは、実母への福祉の観点から大きな問題である。

預け入れ者に接触できないことは、実母の産後の身体面の安全性が担保できないことであり、預け入れに至った根本的な問題を解決する機会が失われることでもある。同じような予期せぬ妊娠・出産を繰り返さないためにも、実母へのケアは必要であり、預け入れ者との接触の重要性について今一度考える必要がある。

◆事例L：実母にはⅡ度の裂傷と子宮内血液貯留があり処置の必要があったが、実母は処置を拒否した。

◆事例M：出産の翌日に、関西地方から来て預け入れた。病院職員と接触しているが、実母の診察や相談には至らなかった。

（4）医学的課題【新規】

これまでに、預け入れ時に子どもが医療を要した事例は34件（21.9%）であった。このうち、生後1週間以内の早期新生児は21件、車中を含む自宅出産等（孤立出産）は25件であった。なお、第5期では、25事例中、5例（20.0%）が低体温などの理由により医療を要しており、すべてが生後1週間以内の早期新生児で、かつ自宅出産の事例であった。自宅出産した子どもをゆりかごに連れてくることにより、低体温などの医療を要する状態が生じていることが推察される。

なお、医療を要した子どもの健康上の予後については、先天性の疾患等の事例を除き、預け入れ時の状況が影響した事例は確認されていない。しかし、今後の子どもの成長の過程で影響が明らかになることも考えられることから、引き続きゆりかごに預け入れられた子どものその後の状況については、確認を行っていく必要がある。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院の対応

ア 設備・施設の運用、初期対応について

平成 23 年 1 月 23 日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。

慈恵病院は、平成 26 年 10 月に発生した新生児の死体遺棄事件を受け、平成 27 年 5 月に事件性のある預け入れへの対応及び職員の安全対策を目的とし、「こうのとりのゆりかご」近くに防犯カメラを設置した。カメラの映像を確認するのは、事件性があると警察が判断し、警察から記録提出の要請があった場合で、かつ、病院内の「ゆりかご委員会」で記録提出の承認を得た場合のみとされ、通常の預け入れ事例には適用されないため、子どもの出自を明らかにするものではなく、限定的な運用となっている。

イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が 8 件（第 1 期 2 件、第 2 期 4 件、第 4 期 2 件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が 3 歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。第 5 期では幼児の預け入れはなかったものの、幼児の預け入れはその後の愛着形成や人格の発達上も影響が大きく出る懸念があるため、このような事例を回避するために、引き続き、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

ウ 預け入れ者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第 1 期で 11 件(21.6%)、第 2 期で 4 件(13.3%)、第 3 期で 8 件 (40.0%)、第 4 期で 8 件 (27.6%)、第 5 期で 6 件 (24.0%) の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。病院が預け入れ者に接触できた事例について、病院が一生懸命対応されていることは理解する。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。

身元が判らないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育や医療に必要な情報が全くないということである。

第1章で記載したように、慈恵病院はゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台を設置し、子どもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうための取組を行っている。

今後も、慈恵病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れ者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討を行うことが必要である。

(2) 特異な預け入れ事例等について

ア 障がいのある子どもの預け入れ事例について

第1期から第5期までの13年間に預け入れられた全155件の事例中、障がいのある子どもが預け入れられた事例は17件であり、各期において預け入れが見られる。このうち、少なくとも9件は医療機関で告知や治療を受けていた。子どもに障がいがあることが預け入れの理由となった事例もあり、障がいの受け入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言えない状況であり、障がい告知後の医療機関の関わりや説明の在り方に関する課題である。

また、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がいの確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組みとして、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障がい者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則としている。また、第23条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この13年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、特別養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、子どもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのある子どもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのある子どもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽度の障がいまで様々であった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行った医療機関での両親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で親と子どもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要する子どもは、預け入れにより、預け入れ前の健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険性を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。また、このため子どもの養育先の決定に時間を有した事例もあった。預けられた子どもの身元を特定し様々な医学的な情報を繋ぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れ者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられた子どもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

◆事例N：外国人と思われる男女が、障がいのある乳児を預け入れた。乳児は預け入れ後に手術を行った。

◆事例D（再掲）：子どもの障がいなどの理由から、実父母と祖父母は、施設入所や特別養子縁組は難しいと考え預け入れに至った。医療機関において出産したものの、妊娠中に子どもに障がいがあることが分かっていた。実母には精神疾患があり、祖母の介護もあることから、子どもの養育ができないと考えた。

（３）児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談に繋がらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第３期以降、身元判明の割合が上がっているものの、第１期、第２期に比べ、預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続きについて

第１期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第２期以降は、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、未だ就籍できていない事例がある。子どもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続きを進める必要がある。

(4) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方では、ゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを「物」のように扱う印象を与えるといった呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めている。

4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

◆は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

(1) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼している。全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には匿名性について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助に繋がりにくい事例もある。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

◆ゆりかごに預け入れられた子どもの身元が明らかになることはないという誤解している人が多数いることを心配している。この誤解がケースワークに影響する。誤解されないようにホームページ等で広報が必要。

◆出生後間もない新生児を遠距離移動させることはリスクがあることや、保護者の所在地の児童相談所でもゆりかごと同様の支援が受けられることを広報してほしい。

(2) 子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの家庭養護及び個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべ

きである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化などの家庭養護が進められている。これにしたいが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホーム（小規模住居型児童養育事業）における社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

- ◆身元不明の児童。本児は親のことを想像上で話をしている。施設では傾聴しているが、今後は生き立ちの整理、ライフストーリーワークの実施が必要。
- ◆身元が分からない本児は、自己への存在を否定的に捉えている。成長を支援するために、措置されていた乳児院の協力を得て、これまでの振り返りやアルバムを作成した。

（３）家庭引取りにおける措置解除の判断について

ゆりかごに預け入れられた事例は、預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため、家庭引取りに向けて児童相談所等による丁寧な支援を行うとともに、入所措置の解除の際には、家庭での養育の可否について極めて慎重な判断が必要である。

- ◆母の離婚が未成立のままの妊娠・出産であったため、子どもの実父に相談できず預け入れした事例。児童相談所の促しにより、実父に話ができ、実父の親族の全面的な協力が得られるようになった事が、家庭引取りに繋がる大きな要因になった。
- ◆実母が引取りの意思を示し、親族からの協力を得ることが可能であることを確認。引取りに向け、児童相談所と相談しながら母子の面会・外出・外泊を繰り返し行い、本児と家族との関係作りの支援を行うことができた。

（４）里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書（第１期）においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要性が挙げられていたが、その後国においても家庭養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

- ◆障がいや基礎疾患がある児童。特別養子縁組里親の候補がなかなか見つからなかった。
- ◆委託先の里親は、本児がゆりかごに預けられたことが近隣に知られることに強い不安を持っており、関係者の守秘義務について説明しても、なお不安が強い。
- ◆里親から、本児が出自のことを知りたいときはどうすればいいか、どこまで知らせられるかと質問があり、その時期には児相が支援すると伝えている。

- ◆母が自宅出産であったため、戸籍の就籍に時間を要し、本児の予防接種や通院において、里親に必要以上の負担をかけることになった。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・特別養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
- ・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件、第4期では14件、第5期においては21件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかることがある。

養子縁組については、平成28年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が、児童相談所の業務として法律上明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を踏まえ、養育にかかる永続的解決（パーマネンシー保障）について計画的に進めることとされており、今後更に積極的に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立し、民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出制度から許可制度となり、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。全国で22事業者ある（令和2年11月12日時点）

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進の在り方検討³の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

³ 「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会）より引用

5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所との繋がりには消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援の在り方について「市区町村」要保護児童対策地域協議会の支援対象に加えること等を検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様の検討が必要である。

6 出自が不明であることの課題について

(1) 子どもについて

ア 子どもの出自を知る権利について

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」においても、子どもの出自を知る権利は、第7条第1項において、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

このことは、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年1月29日厚生労働省告示第341号）においても、「児童の権利に関する条約第七条第一項において、児童はできる限りその父母を知る権利を有することとされている。このため、民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適当なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。」として養子への対応について示されている。

また、里親委託などの社会的養育にある子どもについては、里親及びファミリーホーム養育指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）において、「自己の生い立ちを知ることは、自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え」としているほか、養子縁組を行った場合の真実告知の必要性も示している。また、「子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である」として、子どもと実親との関係性への配慮も求めている。

このように、養育者が実の親でなく別に実親がいることや、子どもの生い立ちについて子どもに伝えることは必要なことである。実親に関する情報は、この告知に不可欠な

情報であり、子どもの自己形成のために非常に重要な役割を持つといえる。

他方で、養子となった児童の実父母等のプライバシー等への配慮も必要となるが、養子となった児童の出自を知る権利を保障するためには、児童が知りたい情報が残されているということが前提であり重要である。

ドイツの内密出産制度に関しては、内密出産制度導入後、ベビー・クラッペ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産等（孤立出産）が減少したことも本制度のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねず、ゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

イ 子どもの成長等について

- ① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

ゆりかごへ預け入れられた障がいのある子どもや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、子どもの安全確保に関して困難となることが予想される。

- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

（２）父母について

子どもの身元が判明していない場合、実父母がゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える人々に対する様々な支援や援助について検討することができない。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える人々が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

また、預け入れを行った実父母自身に、ゆりかごへの預け入れたことについて精神的禍根を残し、あるいは、子の成長に悩みが生じ得ることからすれば、それらに対する支援や治療を要する可能性がある。

（３）行政の手続きについて

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから

養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

7 国外からの預け入れにおける課題

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

8 ゆりかごが誤解されている側面

(1) 匿名性について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れ者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも病院に対し、預け入れ者との接触に努めていただくようお願いしているところである。

しかしながら、預け入れ者の中には、この匿名について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れにきた事例もあり、むしろ、匿名性があるゆえに預け入れに至った事例が少なくないのではないかと。これまでの運用で誤解されている点であり、このことにより、子どもの権利の根本である「子どもが権利の主体」であることが置き去りになっている。

(2) 預け入れ後の子どもの居場所について

(1)にあるように、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れた子どもは、その後もずっと病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。病院は一時的に保護するところであること、また、どうしても育てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになること等について、よりわかりやすい周知を今後も検討する必要がある。

(3) 特別養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き手続きを進める必要があることから時間がかからざるを得ない。それは、子どものためだけではなく、実態として親がいないという状況下で必要な時間である。